

## 要件確認用書類

宅地建物取引業の方・・・宅地建物取引業法第3条による免許の写し

金融機関の方・・・・・・・・金融機関の信託業務の兼営に関する法律第1条による許可証の写し

建設業の方・・・・・・・・建設業法第3条第1項による免許の写し

建築士事務所の方・・・・・・・・建築士法第3条第1項による許可証の写し

リース業の方・・・・・・・・社団法人リース事業協会の会員名簿の写し  
(当該部分)

千葉県企業土地管理局が分譲した工業団地の既立地企業  
・・・・・・・・千葉県企業土地管理局との間で締結された土地分譲  
(または、貸付) 契約書等の写し  
※既立地企業には、すでに移転した企業は含みません。

**該当する書類を情報提供書等と合わせて提出してください。**